

(様式4)

件名:	新型コロナワクチンの接種について
担当課:	健康福祉部 健康増進課 新型コロナウイルス感染症対策室 (電話:083-921-2671)

オミクロン株対応ワクチンの接種について(12歳以上)

本市では、初回接種を完了した12歳以上の方を対象に、10月1日からオミクロン株対応ワクチンを接種いただいております。

こうした中、10月21日に予防接種法等が改正され、前回接種から少なくとも「5カ月以上経過後」とされていた接種間隔が「3カ月以上」に短縮されました。

これに伴い、新たに接種可能となる約4万7千人に対しまして、10月28日から順次、接種券を送付いたします。

また、現在、使用しておりますオミクロン株のBA.1型対応ワクチンを10月31日から接種準備の整った医療機関や集団接種会場で、BA.4/BA.5型対応ワクチンに切り替えて接種を行い、11月7日以降は、使用する全てのワクチンをBA.4-5対応型ワクチンへ切り替えることといたします。

なお、新型コロナワクチンのオミクロン株対応ワクチンは、従来型ワクチンを上回る重症化予防効果と感染予防、発症予防効果が期待されております。

また、年末年始の新型コロナウイルス感染症の感染拡大と、季節性インフルエンザとの同時流行も懸念されておりますことから、御家族など身近な方を守るためにも、ワクチンの効果と副反応等のリスクを御理解の上、12月末までの接種の御検討をお願いいたします。

乳幼児接種について(生後6か月から4歳以下)

生後6か月以上4歳以下の乳幼児に対する新型コロナワクチンの初回接種につきましては、昨今の感染状況やワクチンの有効性、安全性に関する知見等を踏まえ、10月24日改正の予防接種法等において、予防接種法上の「努力義務」が適用されることとなりました。

本市といたしましては、今後、速やかに乳幼児の初回接種(1~3回目接種)の接種間隔、接種回数等の情報について市内の小児科と情報共有の上、接種券の発送、ワクチンの配送等、接種体制の整備を進めてまいります。

なお、乳幼児接種につきましては、あくまでも保護者が十分に納得された上で接種いただくものでございまして、今後とも、市民の皆様の接種に関する判断に資するよう、国から提供される情報を基に、情報の提供に努めてまいります。